

年 月 日

尼崎市 市長 殿

届出者 住所

氏名

(電話 )

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条第1項の規定に基づき、

〔 土地の区画形質の変更  
建築物等の新築、改築、増築又は移転  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更  
木竹の伐採 〕

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 尼崎市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法 [ 造 階建 ]

土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>
建築物等の新築、改築、増築又は移転	行為の種別	(建築物・工作物) (新築・改築・増築・移転)			
	設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		敷地面積			m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積 (住宅部分の面積)	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
		建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さ	m		
		敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さ	m		
		高さ 地盤面から m 特定地区防災施設から m	緑化施設の面積		m <sup>2</sup>
	構造 (耐火建築物・準耐火建築物・その他)				
	用途				
建築物等の用途の変更	変更部分の延べ面積	変更前の用途	変更後の用途		
	m <sup>2</sup>				
建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
木竹の伐採		伐採面積			m <sup>2</sup>

(担当者氏名)

(連絡先) 電話

対象地区	地区	年 月 日 別紙のとおり処理します		
受付欄	第 号	課長	係長	係
	年 月 日			

## 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、住所は所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 防災街区整備地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 32 条の 4 に規定する内容を定めた防災街区整備地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - (1) 当該建築物の建築については、「延べ面積」の欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - (2) 当該建築物の用途の変更については、「敷地面積の合計」の欄及び「延べ面積の合計」の欄(同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。
- 7 太枠内のみ記載すること。

年 月 日

尼 崎 市 長 殿

届出者 住所

氏名

(電話 )

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
建築物等の新築、改築、増築又は移転  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更  
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 尼崎市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法 [ 造 階建 ]

土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>
建築物等の新築、改築、増築又は移転	行為の種別	(建築物・工作物) (新築・改築・増築・移転)			
	設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		敷地面積			m <sup>2</sup>
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積 (住宅部分の面積)	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
		建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さ	m		
		敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さ	m		
		高さ 地盤面から m 特定地区防災施設から m	緑化施設の面積	m <sup>2</sup>	
	構造 (耐火建築物・準耐火建築物・その他)				
	用途				
用途又は移転	変更部分の延べ面積	変更前の用途	変更後の用途		
	m <sup>2</sup>				
建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
木竹の伐採		伐採面積			
		m <sup>2</sup>			

対象地区	地区	照合結果について	(届出済印)
受付欄	第 号		
	年 月 日		

備考 当該届出に係る事項のうち、設計又は施行方法の変更が生じた場合は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第33条第2項の規定に基づき、行為着手30日前までに、行為の変更届出書の提出が必要となります。